

6月25日 「鳥獣保護及び狩猟に関する講習会」を開催

【岐阜森林管理署】

令和8年6月25日、下呂市農村活性化施設「きこりセンター」において、「鳥獣保護及び狩猟に関する講習会」を開催しました。

本講習会は、鳥獣保護や狩猟に関する知識と技術の向上を図ることを目的として毎年行っており、受講修了者は、国有林内において、わなによる有害鳥獣の捕獲が可能となります。

当日は、当署のほか東濃森林管理署、森林・技術支援センターの職員に加え、日頃から地域において鳥獣被害対策に取り組まれている山県市、郡上市、白川町、七宗町の担当者にも参加いただき、総勢33名が受講しました。



法令講習会の様子

午前中は、岐阜県の鳥獣保護行政担当職員から関係法令及び県内に生息するシカの個体数・分布域の推移など現状について講義を受けました。午後は、わな捕獲を経験している当署職員による、くくり罠の構造や仕掛け方など実演を交えながら指導を受け、その後、参加者の中から選抜して、くくり罠の設置を体験しました。



実演実習の様子

始めて参加した受講者からは、「罠の構造が理解できた」「小林式のイメージが、よくわかりました」との感想が寄せられ、充実した講習会となりました。

今後も自治体や関係機関等と連携し、有害鳥獣被害対策の推進と適切な鳥獣保護管理に取り組んでいきます。



〈中部森林管理局のシカ被害対策は「攻め」と「守り」の2本立て〉

〈攻めの対策〉

シカ捕獲にあたり、事業者への委託や猟友会等へのわな貸出しなど地域ぐるみの取組や、高い捕獲効率が期待できる「小林式誘引捕獲法」の普及に努めるほか、わな設置後の見回り負担を軽減できる「捕獲通知システム」の導入に取り組んでいます。

〈守りの対策〉

シカによる苗木の食害が懸念される地域では、新植地の周囲への防護柵設置や忌避剤散布を実施しています。このほか、希少な高山植物等を保護する観点から、状況に応じて防護柵を設置しています。

